

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第4号

寒川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号。以下「条例」という。)の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第1及び別表第2に定める職種別基準表(以下「職種別基準表」という。)の基礎号給欄に定められているときは当該号給とし、当該職種の級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号給とする。

2 経験年数(会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。)を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第6条及び第7条の規定の定めるところにより、職種別基準表の基礎号給欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その属する職務の級における最高の号給及び職種別基準

表の上限欄に定められている号給を超えることはできない。

(職種別基準表の適用方法)

第5条 職種別基準表は、職種欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月(各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあっては、15月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に当該各号に定める数を乗じて得た数を第4条第1項の規定による号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(1) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる経験年数 4

(2) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分以上31時間未満である月からなる経験年数 3

(3) 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が7時間45分以上15時間30分未満である月からなる経験年数 2

(特殊な経験等を有する者の号給)

第7条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号給の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員(以下「常勤の職員」という。)及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

(号給に関する規定の適用除外)

第8条 単純な作業に従事する職種として町長が別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、前2条の規定

は適用しない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第9条 条例第6条の規定により準用する寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号。以下「給与条例」という。)第6条に規定する給料の支給は、常勤の職員の例による。

第10条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割割算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第11条 条例第7条の規定により準用する給与条例第8条の2に規定する地域手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第12条 条例第8条の規定により準用する給与条例第9条に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第13条 条例第10条の規定により準用する給与条例第12条に規定する時間外勤務手当、条例第11条の規定により準用する給与条例第13条に規定する休日勤務手当及び条例第12条の規定により準用する給与条例第13条の2に規定する夜間勤務手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第14条 条例第10条の規定により準用する給与条例第12条第2項及び第4項に規定する規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(時間外勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第15条 条例第10条の規定により給与条例第12条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第4項	勤務時間条例第5条	寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (令和2年寒川町規則第〇号。 以下この条において「勤務時間規則」という。)第5条
	同条例第3条第2項又は第4条	勤務時間規則第4条第2項又は第5条

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第16条 条例第11条の規定により準用する給与条例第13条第2項に規定する規則で定める割合については、常勤の職員の例による。

(休日勤務手当について準用する条例の規定の読替え)

第17条 条例第11条の規定により給与条例第13条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第1項	勤務時間条例第10条第1項	寒川町会計年度任用職員の勤

		務時間、休暇等に関する規則 (令和2年寒川町規則第〇号) 第11条第1項
--	--	--

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第18条 条例第13条の規定により準用する給与条例第15条に規定する宿日直手当の支給は、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第19条 条例第14条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給料額の算出)

第20条 条例第15条第1項に規定する規則で定める時間は、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第21条 条例第20条第2項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第20条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第20条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第20条第3項に規定する規則で定める割合は、100分の25とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬)

第22条 条例第21条第2項に規定する規則で定める割合は、100分の135とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 条例第24条の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

2 条例第24条第1項に規定する規則で定めるものは、当該パートタイム会計年度任用

職員について定められた勤務時間が15時間30分未満の者(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間が週によって異なる場合には、1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者)とする。

3 条例第24条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第17条第4項に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 条例第19条に規定する特殊勤務に係る報酬の額
 - (2) 条例第20条に規定する時間外勤務に係る報酬の額
 - (3) 条例第21条に規定する休日勤務に係る報酬の額
 - (4) 条例第22条に規定する夜間勤務に係る報酬の額
- (パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第24条 条例第25条第1項に規定する規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあってはその月の20日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月20日とする。ただし、支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給することができる。

第25条 パートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割割算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- (パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給)

第26条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第27条 条例第26条第1項第1号に規定する規則で定める時間は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(休暇時の報酬)

第28条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年寒川町規則第〇号)第13条に規定する年次休暇及び同規則第14条第1項に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給に関し、必要な事項については、常勤の職員との均衡を考慮して、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経験年数の特例)

2 会計年度任用職員が、この規則の施行日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第4条第2項及び第6条に規定する経験年数とみなす。

別表第1 職種別基準表(第4条関係)

	基礎号給	上限
--	------	----

職種	職務 の級	号給	職務 の級	号給
一般事務員	1	6	1	26
学校図書事務	1	6	1	26
ふれあい教育支援員	1	6	1	26
介助員	1	6	1	26
PCオペレーター	1	6	1	38
資料取扱補佐員	1	6	1	38
資料取扱専門員	1	7	1	39
ヘルパー	1	7	1	39
保育士	1	13	1	45
心身障害児生活訓練指導助手	1	13	1	45
保育コンシェルジュ	1	13	1	45
補助教員	1	18	1	89
介護訪問調査員	1	25	1	57
栄養士	1	30	1	62
管理栄養士	1	30	1	62
歯科衛生士	1	30	1	62
看護師	1	30	1	62
手話通訳士	1	30	1	62
教育フロンティア専門指導員	1	50	1	60
臨床検査技師	1	51	1	55
保健師	1	52	1	84
精神保健福祉士	1	52	1	84

助産師	1	70	1	93
子育て支援相談員	2	7	2	57

別表第2 職種別基準表(第4条関係)

職種	基礎号給		上限	
	職務 の級	号給	職務 の級	号給
学校用務員	1	16	1	36
学校給食調理員	1	16	1	36
清掃作業員	1	16	1	36